

令和7年度 中村小学校いじめ防止基本方針

～子どもたちの笑顔のために～

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめは全ての児童に関係する問題ととらえ、未然防止の取組を積極的に推進するとともに、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。「中村小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

何か気になることがございましたら学校までご連絡下さい。【中村小学校 電話 0880-34-1005】

未然防止の取組

- 児童同士のかかわりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりに努めます。
- 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- 教育活動全体を通して、異学年交流や体験活動を推進することで道徳教育・人権教育の推進を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットによる加害者、被害者とならないように継続的に指導します。
- いじめ防止等に関する年間計画を作成し、計画的に取り組んでいきます。

早期発見の取組

- 生活アンケートや個人面談を定期的を実施するとともに、スクールカウンセラー等の教育相談体制を整え、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- 年度当初に、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。
- 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、校内研修等を実施し、指導力の向上を目指します。

いじめに対する措置

- いじめの発見・通報受けたら「いじめ緊急対応委員会」等を中心に組織的に対応します。
- 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。

いじめ防止対策推進法第2 条第1 項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
② A とB の間に一定の人的関係が存在すること③ A がB に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと④ 当該行為の対象となったB が心身の苦痛を感じていることという4つの要素しか含まれていません。